

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

令和 3 年 8 月 6 日

出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令及び条項

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項

出入国管理及び難民認定法第 20 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

フィリピン人「定住者」女性と同国人男性との婚姻について、法の適用に関する通則法（以下、通則法という）24 条第 2 項の規定により、婚姻挙行地である日本の方式に基づき婚姻届が受理された場合であって、日本の婚姻届受理証明書は発行されているものの、女性は前婚を日本の方式に基づいて解消した再婚者であり、フィリピンにおける離婚承認判決が未了で、本件婚姻に係るフィリピンの婚姻証明書が未発行である場合、当該男性は「定住者」の在留資格の許可対象となるか確認したい。

3 上記 1 の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

見解）許可対象となる

根拠）入国・在留審査要領第 12 編第 30 節「定住者」第 1 在留資格の審査、3 定住者告示（4）第 5 号、ウ審査のポイント、（ア）において、「なお、配偶者の身分については法律上の婚姻関係だけでなく、実体のある婚姻であるかを判断する」と記載しているところ、「法律上の婚姻関係」とは、通則法 24 条に基づく実質的要件及び形式的要件を満たすことを意味するのであり、必ずしも当事者本国官憲の婚姻証明書が入手できないことをもって、在留資格該当性がないと判断されるべきではない。

国際私法問題における準拠法の決定基準においては様々な学説が存在するところ、判

例においては法廷地法説が採られ（最高裁判所平成12年1月27日第一小法廷判決）（以下、平成12年判例という）、戸籍実務においても同説が妥当だとされている。（平成18年1月20日付け法務省民一第128号民事局民事第一課長回答）（以下、128号回答という）

128号回答では、当該事案においては法廷地法説を適用した上で、先決問題である離婚が法例（明治31年法律第10号、通則法により全面改正）により定められた準拋法により有効に成立していれば、当事者の本国法上成立していない場合であっても、本件婚姻は重婚にはあたらないと判断している。

また、最高裁判所が法廷地法説を採った理由について平成12年判例では明示されていないものの、「本問題・先決問題とされるのは相対的であって、本問題も問題の設定の仕方によっては先決問題となり、先決問題と本問題になる得る以上、先決問題とされる場合に特殊な準拋法の決定方法を採用することは、同じ問題に場合によって異なる準拋法を適用することを意味し、法的混乱を生むとされる」としている（別冊ジュリストNo172 7頁）

これを反対解釈すれば、法的混乱を生じさせないために、同じ問題については同じ準拋法を適用すべきである旨、示したとも言える。

つまり、先決問題である前婚の離婚という単位法律関係が、通則法に基づいて日本で有効に成立しているのであれば、それを前提として本問題である後婚を、同じ準拋法に基づいて審査することが、日本においては可能と考えられる。

その延長線上に法律効果があるが、今次の照会事例に係る在留資格申請において、「法律上の婚姻関係」が認められず在留資格該当性がないと判断される場合、日本において有効な法律行為であるにも関わらず、その内容どおりの法律効果の実現を阻むこととなるため、許可対象となると考える。

- 4 公表の延期の希望（※ 本項については、希望がない場合は記載する必要がありません）
  - (1) 理由
  - (2) 公表可能時期
  
- 5 口頭による回答の可否  
否
  
- 6 照会者名の公表  
希望しません
  
- 7 連絡先
  - (1) XXXXXXXXXX

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) 電話番号 [REDACTED]

FAX 番号 [REDACTED]

(5) 電子メールアドレス [REDACTED]